

公 告

下記の書類は、受取人の住所、居所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、この書類は当所に保管してありますから、該当者はいつでも申し出て交付を受けてください。

令和8年9月18日

埼玉県さいたま県税事務所長

記

送達する書類名		国税徴収法第54条第2号の規定に基づく書類	
文 書 番 号 (徴 収 番 号)	受 取 人		氏 名
	住 所		
さい税第2-418号			糟谷 愛登

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この公告をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。